

# 介護労働者の雇用管理の改善等を行った事業主の方への給付金

## 介護雇用管理支援助成金（介護基盤人材確保助成金）

介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主が、雇用管理の改善及び介護従事者の教育において中核的な役割を担う者である特定労働者（社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員（1級）、医師、看護師又は准看護師の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者）を雇い入れる場合に、一年間に特定労働者一人当たり140万円、その他一般労働者一人当たり30万円（短時間労働被保険者9万円）を助成するものです。

### 1 受給できる事業主

受給できる事業主は次の（１）～（１０）のいずれにも該当する事業主です。

- （１）雇用保険の適用事業主であること。
- （２）以下の介護サービスの提供を業として行う事業主（以下「介護関連事業主」といいます。）であること（他の事業と兼業していても差し支えありません。）
  - イ 訪問介護
  - ロ 訪問入浴介護
  - ハ 通所介護、短期入所生活介護
  - ニ 福祉用具貸与・販売
  - ホ 移送
  - ヘ 要介護者への食事の提供（配食）
  - ト 介護老人福祉施設で行われる介護サービス
  - チ 訪問看護
  - リ 短期入所療養介護
  - ヌ 介護老人保健施設、介護療養施設で行われる介護サービス
  - ル 身体障害者更生施設、療養施設、授産施設で行われる介護サービス
  - ヲ 訪問リハビリテーション
  - ワ 通所リハビリテーション
  - カ 居宅介護支援
  - ヨ その他の福祉サービス又は保健医療サービス
- （３）介護分野における新規創業、異業種から介護分野への進出、介護保険対象サービスに加え介護保険対象外サービスを実施したり、介護サービスに加え家事援助サービスを実施するなど従来から実施していた介護サービスとは別の介護サービスの提供、支店等の増設による営業エリアの拡大等（以下「新サービスの提供等」といいます。）に伴い、新たに一般被保険者（短時間労働被保険者を除く。）となる特定労働者を雇い入れる事業主であること。
- （４）介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第1項に基づく改善計画（計画期間1年）の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であること。
- （５）認定計画に定められた計画期間の最初の日の6か月前の日から、支給申請を行う日までの間（以下「基準期間」という。）において、事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。

- (6) 基準期間に特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。）として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。
- (7) 過去に本助成金又は介護人材確保助成金の支給を受けた場合は、最後の支給決定日の翌日から起算して1年を経過した後、新たに対象労働者を雇い入れた事業主であること。
- (8) 労働者の離職、雇い入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (9) 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。
- (10) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。

## 2 支給の対象となる労働者の要件

事業遂行上中核的な人材として社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員（1級）、医師、看護師又は准看護師の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者を「特定労働者」とし、それ以外の介護業務に従事する労働者を「一般労働者」として、新サービスの提供等に係る業務に就く特定労働者を1名以上雇用した場合に助成対象とします。

また、特定労働者の雇い入れ助成は5名を上限とし、一般労働者は特定労働者の雇い入れ人数と同数までとし、合わせて10名までを助成します。

## 3 支給できる額

対象労働者が特定労働者の場合、雇い入れの日から起算して1年間に140万円を限度とし、一般労働者の場合は雇い入れの日から起算して1年間に30万円（短時間労働被保険者は9万円）を限度に支給できます。

助成金対象期間は認定申請計画に定められた計画期間において、特定労働者を最初に雇い入れられた日から起算して1年間です。

## 4 支給のための手続

この助成金を受給しようとする事業主は、新サービスの提供等を開始する時点から遡って6か月前の日以降、事業開始の1か月前の日までに、介護基盤人材確保助成金申請計画書に必要書類を添付して、主たる事業所を管轄する介護労働安定センター都道府県支部に提出してください。また、都道府県知事に対する改善計画認定申請書も介護労働安定センター都道府県支部に提出してください。介護労働安定センター都道府県支部を通じて、介護基盤人材確保助成金申請計画書は都道府県労働局に、改善計画認定申請書は都道府県に、それぞれ提出されます。

改善計画、申請計画の認定後の介護基盤人材確保助成金支給申請書の提出については、特定労働者を最初に雇い入れた日から起算して1年の期間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とし、第1期及び第2期の末日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出します。

詳細については、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は介護労働安定センター都道府県支部へお問い合わせください。